

## 川崎市契約規則及び川崎市公共工事の前払金に関する規則の改正について

契約手続の電子化の推進及び国の公共工事標準請負約款改正に伴う対応を目的として、川崎市契約規則及び川崎市公共工事の前払金に関する規則を改正いたしましたので、お知らせします。

### 1 規則改正と改正対象規則（改正の詳細は、別添「新旧対照表」を参照）

#### (1) 契約規則

	改正理由	市規則改正概要	改正する市の条文、様式等
ア	電子契約の導入への対応	電子契約の導入に当たり、契約書、請書等に電磁的記録を含むよう条文及び様式を改正	(条文) 第29条、30条、31条、49条 (様式) ※ 第6号、7号、10号、13号、15号
イ	契約手続の電子化への対応	予定価格を電子作成できるよう条文を改正	(条文) 第13条
ウ	契約手続の電子化への対応	国の標準約款に合わせ、保証契約証書の寄託に代えて、電磁的方法も可とするよう工事請負契約約款条文を改正	(様式) ※ 第6号 工事請負契約約款 第4条、35条、37条、64条、68条
エ	災害の激甚化・頻発化への対応	国の標準約款に合わせ、工事請負契約約款条文を改正	(様式) ※ 第6号 工事請負契約約款 第30条

#### (2) 川崎市公共工事の前払金に関する規則

	改正理由	市規則改正概要	改正する条文
ア	契約手続の電子化への対応	保証契約証書の寄託に代えて、電磁的方法も可とするよう条文を改正	(条文) 第3条

### 2 施行日

令和5年4月1日（契約日が施行日以降の案件から適用）

（問合せ先）

川崎市財政局資産管理部契約課

土木契約係 電話：044-200-2099

建築契約係 電話：044-200-2101

委託契約係 電話：044-200-2097

E-Mail 23keiyak@city.kawasaki.jp

川崎市契約規則の一部を改正する規則 新旧対照表（本則部分）

改正後	改正前
<p>契約規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 39 年 4 月 1 日規則第 28 号</p> <p>(予定価格の作成等)</p> <p>第13条 市長は、競争入札に付する事項の価格については、当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定価格を決定し、その予定価格を記載した書面を<u>封書にし</u>、開札の際これを開札場所に置かなければならない。</p> <p>2 <u>前項の規定による予定価格を記載した書面を封書にする措置（以下「封書の措置」という。）は、当該予定価格を市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成し、及び保存し、当該電磁的記録の内容が認知できない方法を講ずることをもって、当該封書の措置に代えることができる。</u></p> <p>3 市長は、別に定める競争入札については、入札執行前に予定価格を公表することができる。</p> <p>(契約書)</p> <p>第29条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条第5項の規定により<u>契約書又は契約内容を記録した電磁的記録</u>を作成する場合は、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載し、<u>又は記録し</u>なければならない。ただし、契約の性質又は目的により、該当のない事項は、この限りでない。</p> <p>(1) 契約履行の場所</p> <p>(2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法</p> <p>(3) 監督及び検査</p> <p>(4) 履行遅滞その他債務不履行の場合における遅滞利息、違約金その他の損害金</p> <p>(5) 危険負担</p> <p>(6) 契約不適合責任</p> <p>(7) 契約に関する紛争の解決方法</p>	<p>契約規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 39 年 4 月 1 日規則第 28 号</p> <p>(予定価格の作成等)</p> <p>第13条 市長は、競争入札に付する事項の価格については、当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定価格を決定し、その予定価格を記載した書面を<u>封書し</u>、開札の際これを開札場所に置かなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>2 市長は、別に定める競争入札については、入札執行前に予定価格を公表することができる。</p> <p>(契約書)</p> <p>第29条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条第5項の規定により<u>契約書</u>を作成する場合は、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により、該当のない事項は、この限りでない。</p> <p>(1) 契約履行の場所</p> <p>(2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法</p> <p>(3) 監督及び検査</p> <p>(4) 履行遅滞その他債務不履行の場合における遅滞利息、違約金その他の損害金</p> <p>(5) 危険負担</p> <p>(6) 契約不適合責任</p> <p>(7) 契約に関する紛争の解決方法</p>

川崎市契約規則の一部を改正する規則 新旧対照表（本則部分）

改正後	改正前
<p>(8) その他必要な事項</p> <p>2 川崎市公共工事の前払金に関する規則(昭和38年川崎市規則第40号。以下「前払金に関する規則」という。)の適用を受ける公共工事にあつては、前払金に関する規則第4条に定める事項を記載し、<u>又は記録しなければならない。</u></p> <p><u>3 第1項の規定により作成した契約内容を記録した電磁的記録は、契約書とみなす。</u></p> <p>(契約書作成の省略)</p> <p>第30条 市長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。</p> <p>(1) 予定価格1,000,000円(市長が別に定める軽易工事にあつては、2,500,000円)以下の契約をするとき。</p> <p>(2) せり売りに付するとき。</p> <p>(3) 物品を売り払う場合において買受人が代金を既納してその物品を引き取るとき。</p> <p>(4) その他随意契約で市長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により、契約書の作成を省略するときは、契約の履行に必要な要件を記載した請書その他これに準ずる<u>書面又は当該請書その他これに準ずる書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録(法第234条第5項の措置(契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置に限る。))を講じたものに限る。以下この条において同じ。)</u>を徴するものとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。</p> <p><u>3 前項の規定により徴した請書その他これに準ずる書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録は、請書その他これに準ずる書面とみなす。</u></p> <p>(議会の議決を要する契約)</p> <p>第31条 条例第5条の規定に該当する場合は、議会の議決を得たときに契約を締結する旨を記載した仮契約書<u>又は当該仮契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(法第234条第5項の措置(契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置を除く。))を講じたものに限る。)</u>を契約者になろうとする者に<u>交付し、又は提供する</u>ものとする。</p> <p>(契約内容変更の手續)</p>	<p>(8) その他必要な事項</p> <p>2 川崎市公共工事の前払金に関する規則(昭和38年川崎市規則第40号。以下「前払金に関する規則」という。)の適用を受ける公共工事にあつては、前払金に関する規則第4条に定める事項を記載しなければならない。</p> <p><b>(新設)</b></p> <p>(契約書作成の省略)</p> <p>第30条 市長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。</p> <p>(1) 予定価格1,000,000円(市長が別に定める軽易工事にあつては、2,500,000円)以下の契約をするとき。</p> <p>(2) せり売りに付するとき。</p> <p>(3) 物品を売り払う場合において買受人が代金を既納してその物品を引き取るとき。</p> <p>(4) その他随意契約で市長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により、契約書の作成を省略するときは、契約の履行に必要な要件を記載した請書その他これに準ずる<u>書面</u>を徴するものとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。</p> <p><b>(新設)</b></p> <p>(議会の議決を要する契約)</p> <p>第31条 条例第5条の規定に該当する場合は、議会の議決を得たときに契約を締結する旨を記載した仮契約書を契約者になろうとする者に<u>交付する</u>ものとする。</p> <p>(契約内容変更の手續)</p>

川崎市契約規則の一部を改正する規則 新旧対照表（本則部分）

改正後	改正前
<p>第49条 前条により設計変更等があったときは、契約者は、市長の指定する期間内に変更契約書若しくは変更請書又は当該変更契約書若しくは変更請書の内容を記録した電磁的記録（法第234条第5項の措置（変更請書にあっては、契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置に限る。）を講じたものに限る。）を提出し、又は提供しなければならない。</p> <p>2 契約金額の増減により既納の契約保証金に過不足を生じたときは、追徴又は還付しなければならない。ただし、契約変更後の増減額が既結契約金額の3割に満たないとき、又は特別の事由がある場合は、この限りでない。</p> <p>3 前項の規定は、履行保証保険及び工事履行保証についてこれを準用する。</p>	<p>第49条 前条により設計変更等があったときは、契約者は、市長の指定する期間内に変更契約書又は変更請書を提出しなければならない。</p> <p>2 契約金額の増減により既納の契約保証金に過不足を生じたときは、追徴又は還付しなければならない。ただし、契約変更後の増減額が既結契約金額の3割に満たないとき、又は特別の事由がある場合は、この限りでない。</p> <p>3 前項の規定は、履行保証保険及び工事履行保証についてこれを準用する。</p>

川崎市契約規則の一部を改正する規則 新旧対照表 (様式部分)

改正後	改正前
<p>第 6 号様式 工事請負契約書</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">取 入 印 紙 欄</div> <p style="text-align: center;">工 事 請 負 契 約 書</p> <p style="text-align: right;">契約番号</p> <p>年度</p> <p>1 件 名</p> <p>2 履 行 場 所</p> <p>3 契 約 金 額 (うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 )</p> <p>4 工 期 着手期限 年 月 日 完成期限 年 月 日</p> <p>5 契約保証金</p> <p>6 解体工事に要する費用等</p> <p>上記の工事請負について、発注者及び受注者は、各々対等の立場における合意に基づいて、別紙川崎市工事請負契約約款により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。 本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。<u>ただし、これに代えて本書の内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、当事者がそれぞれ電子署名を行い、各自が電磁的記録を保有する。</u></p> <p>年 月 日</p> <p>発注者 川崎市 川 崎 市 長 印</p> <p>受注者 (請負者) 住 所 商号又は名称 代 表 者 名 印</p>	<p>第 6 号様式 工事請負契約書</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">取 入 印 紙 欄</div> <p style="text-align: center;">工 事 請 負 契 約 書</p> <p style="text-align: right;">契約番号</p> <p>年度</p> <p>1 件 名</p> <p>2 履 行 場 所</p> <p>3 契 約 金 額 (うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 )</p> <p>4 工 期 着手期限 年 月 日 完成期限 年 月 日</p> <p>5 契約保証金</p> <p>6 解体工事に要する費用等</p> <p>上記の工事請負について、発注者及び受注者は、各々対等の立場における合意に基づいて、別紙川崎市工事請負契約約款により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。 本契約の証として本書 通を作成し、当事者それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。</p> <p>年 月 日</p> <p>発注者 川崎市 川 崎 市 長 印</p> <p>受注者 (請負者) 住 所 商号又は名称 代 表 者 名 印</p>

川崎市契約規則の一部を改正する規則 新旧対照表 (様式部分)

改正後	改正前
<p>川崎市工事請負契約約款</p> <p>第1条から第3条まで (略)</p> <p>(契約の保証)</p> <p>第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合において、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>(1) 契約保証金の納付</p> <p>(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供</p> <p>(3) この契約による債務の不履行により生ずる違約金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証</p> <p>(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証</p> <p>(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結</p> <p>(6) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証</p> <p><u>2 受注者は、前項ただし書の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法 (以下「電磁的方法」という。)であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。</u></p> <p>3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第6項において「保証の額」という。)は、請負金額の10分の1以上としなければならない。</p> <p>4 受注者が第1項第3号から第6号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第55条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。</p> <p>5 第1項の規定により、受注者が同項第2号、第3号又は第6号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。</p>	<p>川崎市工事請負契約約款</p> <p>第1条から第3条まで (略)</p> <p>(契約の保証)</p> <p>第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合において、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>(1) 契約保証金の納付</p> <p>(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供</p> <p>(3) この契約による債務の不履行により生ずる違約金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証</p> <p>(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証</p> <p>(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結</p> <p>(6) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証</p> <p><b>(新設)</b></p> <p>2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、請負金額の10分の1以上としなければならない。</p> <p>3 受注者が第1項第3号から第6号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第55条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により、受注者が同項第2号、第3号又は第6号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。</p>

川崎市契約規則の一部を改正する規則 新旧対照表（様式部分）

改正後	改正前
<p><b>6</b> 請負金額の変更があった場合は、保証の額が変更後の請負金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求するものとし、又は保証の額の減額を請求することができる。ただし、変更後の増減額が既決の請負金額の10分の3に満たないとき、又は発注者が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>第5条から第29条まで（略）</p> <p>（不可抗力による損害）</p> <p>第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは<u>建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）</u>に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第58条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。</p> <p>4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（<u>工事目的物等</u>であつて第14条第2項、第15条第1項若しくは第2項又は第39条第4項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下<u>この条において「損害合計額」という。</u>）のうち請負金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。<u>ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。</u></p> <p>5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。</p> <p>(1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負金額とし、残存価値がある場合は</p>	<p><b>5</b> 請負金額の変更があった場合は、保証の額が変更後の請負金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求するものとし、又は保証の額の減額を請求することができる。ただし、変更後の増減額が既決の請負金額の10分の3に満たないとき、又は発注者が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>第5条から第29条まで（略）</p> <p>（不可抗力による損害）</p> <p>第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは<u>建設機械器具</u>に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第58条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。</p> <p>4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（<u>工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具</u>であつて第14条第2項、第15条第1項若しくは第2項又は第39条第4項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち請負金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。</p> <p>5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。</p> <p>(1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負金額とし、残存価値がある場合は</p>

川崎市契約規則の一部を改正する規則 新旧対照表 (様式部分)

改正後	改正前
<p>その評価額を差し引いた額とする。</p> <p>(2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負金額とし、残存価値がある場合はその評価額を差し引いた額とする。</p> <p>(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が当該額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。</p> <p>6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「<u>損害合計額を</u>」とあるのは「<u>損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を</u>」として同項の規定を適用する。</p> <p>第31条から第34条 (略)</p> <p>(前払金の請求及び支払の時期)</p> <p>第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約 (以下「保証契約」という。) を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負金額の10分の4以内で発注者が定める額の前払金 (中間前払金を除く。) の支払を発注者に請求することができる。</p> <p><u>2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u></p> <p>3 受注者は、<u>第1項</u>の規定による前払金の請求をして、当該前払金の支払を受けた後、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負金額の10分の2以内で発注者が定める額の前払金の支払を発注者に請求することができ</p>	<p>その評価額を差し引いた額とする。</p> <p>(2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負金額とし、残存価値がある場合はその評価額を差し引いた額とする。</p> <p>(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が当該額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。</p> <p>6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項の規定を適用する。</p> <p>第31条から第34条 (略)</p> <p>(前払金の請求及び支払の時期)</p> <p>第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約 (以下「保証契約」という。) を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負金額の10分の4以内で発注者が定める額の前払金 (中間前払金を除く。) の支払を発注者に請求することができる。</p> <p><b>(新設)</b></p> <p>2 受注者は、<u>前項</u>の規定による前払金の請求をして、当該前払金の支払を受けた後、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負金額の10分の2以内で発注者が定める額の前払金の支払を発注者に請求することができ</p>



川崎市契約規則の一部を改正する規則 新旧対照表（様式部分）

改正後	改正前
<p>る。</p> <p><u>4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。</u></p> <p>5 受注者は、中間前払金の支払を請求しようとするときは、保証契約を締結する前に、この工事が前払金に関する規則第2条第2項各号に掲げる要件の全てに該当することの認定を受けなければならない。</p> <p>6 発注者は、第1項又は<u>第3項</u>の規定による請求があったときは、請求を受けた日から15日以内に前払金（中間前払金を含む。以下同じ。）を支払わなければならない。</p> <p>第36条（略）</p> <p>（保証契約の変更）</p> <p>第37条 受注者は、前条第1項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合は、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。</p> <p><u>3 受注者は、第1項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u></p> <p>4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合は、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。</p> <p>第38条から第53条（略）</p> <p>（解除に伴う措置）</p> <p>第54条 発注者は、契約が工事の完成前に解除された場合において、受注者の立会いの上、出来形部分の検査を行い、当該検査に合格した部分及び内払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、受注者に立会いを求めても受注者が応じないときは、立会いを得ずに検査をすることができ、また、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を</p>	<p>る。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3 受注者は、中間前払金の支払を請求しようとするときは、保証契約を締結する前に、この工事が前払金に関する規則第2条第2項各号に掲げる要件の全てに該当することの認定を受けなければならない。</p> <p>4 発注者は、第1項又は<u>第2項</u>の規定による請求があったときは、請求を受けた日から15日以内に前払金（中間前払金を含む。以下同じ。）を支払わなければならない。</p> <p>第36条（略）</p> <p>（保証契約の変更）</p> <p>第37条 受注者は、前条第1項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合は、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合は、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。</p> <p>第38条から第53条（略）</p> <p>（解除に伴う措置）</p> <p>第54条 発注者は、契約が工事の完成前に解除された場合において、受注者の立会いの上、出来形部分の検査を行い、当該検査に合格した部分及び内払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、受注者に立会いを求めても受注者が応じないときは、立会いを得ずに検査をすることができ、また、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を</p>

川崎市契約規則の一部を改正する規則 新旧対照表（様式部分）

改正後	改正前
<p>最小限度破壊して検査することができる。</p> <p>2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>3 第1項の場合において、第35条第1項又は第3項の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第39条第1項の規定による内払をしているときは、その内払において償却した前払金の額を控除した額)を第1項前段の出来形部分に相応する請負金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第46条、第47条、第49条第1項又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の利息を付した額を、解除が第45条第1項、第51条又は第52条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>【第4項～第9項 略】</p> <p>第55条から第63条（略）</p> <p>（情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第64条 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、<u>電磁的方法</u>を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</p> <p>第65条から第67条（略）</p> <p>（債務負担行為に係る契約の前金払の特則）</p> <p>第68条 債務負担行為に係る契約の前金払については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条から第37条までの規定中「請負金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第39条第1項の請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に内払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計</p>	<p>最小限度破壊して検査することができる。</p> <p>2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>3 第1項の場合において、第35条第1項又は第2項の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第39条第1項の規定による内払をしているときは、その内払において償却した前払金の額を控除した額)を第1項前段の出来形部分に相応する請負金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第46条、第47条、第49条第1項又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の利息を付した額を、解除が第45条第1項、第51条又は第52条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>【第4項～第9項 略】</p> <p>第55条から第63条（略）</p> <p>（情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第64条 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法</u>を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</p> <p>第65条から第67条（略）</p> <p>（債務負担行為に係る契約の前金払の特則）</p> <p>第68条 債務負担行為に係る契約の前金払については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条から第37条までの規定中「請負金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第39条第1項の請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に内払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計</p>

川崎市契約規則の一部を改正する規則 新旧対照表（様式部分）

改正後	改正前
<p>年度において、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。</p> <p>2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときは、同項の規定による読替え後の第35条第1項又は第3項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。</p> <p>3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときは、同項の規定による読替え後の第35条第1項又は第3項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（                      円以内）を含めて前払金の支払を請求することができる。</p> <p>4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、同項の規定による読替え後の第35条第1項又は第3項の規定にかかわらず、受注者は、第39条第1項の請負代金相当額（以下「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。</p> <p>5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長する。この場合において、第37条第4項の規定を準用する。</p>	<p>年度において、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。</p> <p>2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときは、同項の規定による読替え後の第35条第1項又は第2項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。</p> <p>3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときは、同項の規定による読替え後の第35条第1項又は第2項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（                      円以内）を含めて前払金の支払を請求することができる。</p> <p>4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、同項の規定による読替え後の第35条第1項又は第2項の規定にかかわらず、受注者は、第39条第1項の請負代金相当額（以下「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。</p> <p>5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長する。この場合において、第37条第3項の規定を準用する。</p>

川崎市契約規則の一部を改正する規則 新旧対照表 (様式部分)

改正後	改正前
<p>第7号様式</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">取 入 印 紙 欄</div> <p style="text-align: center;">契 約 書</p> <p style="text-align: center;">年度 <span style="float: right;">契約番号</span></p> <p>1 品名又は件名</p> <p>2 納入又は履行場所</p> <p>3 契 約 金 額 (うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 )</p> <p>4 納入又は履行期限 <span style="float: right;">年 月 日</span></p> <p>5 契 約 保 証 金</p> <p>上記の <span style="float: right;">                    </span> について、発注者及び受注者は、各々対等の立場における合意に基づいて、次の約款の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。</p> <p><u>本契約の証として本書2通を作成し、当事者それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。ただし、これに代えて本書の内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、当事者がそれぞれ電子署名を行い、各自が電磁的記録を保有する。</u></p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>発注者 川崎市           川 崎 市 長 <span style="float: right;">印</span></p> <p>受注者           住 所           商号又は名称           代 表 者 名 <span style="float: right;">印</span></p>	<p>第7号様式</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">取 入 印 紙 欄</div> <p style="text-align: center;">契 約 書</p> <p style="text-align: center;">年度 <span style="float: right;">契約番号</span></p> <p>1 品名又は件名</p> <p>2 納入又は履行場所</p> <p>3 契 約 金 額 (うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 )</p> <p>4 納入又は履行期限 <span style="float: right;">年 月 日</span></p> <p>5 契 約 保 証 金</p> <p>上記の <span style="float: right;">                    </span> について、発注者及び受注者は、各々対等の立場における合意に基づいて、次の約款の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。</p> <p>本契約の証として本書2通を作成し、当事者それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>発注者 川崎市           川 崎 市 長 <span style="float: right;">印</span></p> <p>受注者           住 所           商号又は名称           代 表 者 名 <span style="float: right;">印</span></p>



川崎市契約規則の一部を改正する規則 新旧対照表 (様式部分)

改正後	改正前
<p>第13号様式</p> <p style="text-align: center;">収入 印紙欄</p> <p style="text-align: center;">工事請負変更契約書</p> <p style="text-align: right;">契約番号</p> <p style="text-align: center;">年度</p> <p>1 件 名</p> <p>2 履行場所</p> <p>3 変更内容</p> <p style="padding-left: 20px;">契約金額 (うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 )</p> <p style="padding-left: 20px;">契約保証金</p> <p style="padding-left: 20px;">完成期限 年 月 日</p> <p style="padding-left: 20px;">仕様変更</p> <p style="padding-left: 20px;">解体工事に要する費用等</p> <p style="padding-left: 20px;">支払限度額 出来高予定額</p> <p>4 その他の事項 原契約の条項による。</p> <p style="padding-left: 20px;">年 月 日に締結した工事請負契約について、上記のとおり契約の一部を 変更する契約を締結する。</p> <p style="padding-left: 20px;">本契約の証として本書2通を作成し、当事者それぞれ記名押印の上、各自1通を保有す る。ただし、これに代えて本書の内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、当事者が <u>それぞれ電子署名を行い、各自が電磁的記録を保有する。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">年 月 日</p> <p>発注者 川崎市 川崎市 市長 印</p> <p>受注者(請負者) 住 所 商号又は名称 代表者名 印</p>	<p>第13号様式</p> <p style="text-align: center;">収入 印紙欄</p> <p style="text-align: center;">工事請負変更契約書</p> <p style="text-align: right;">契約番号</p> <p style="text-align: center;">年度</p> <p>1 件 名</p> <p>2 履行場所</p> <p>3 変更内容</p> <p style="padding-left: 20px;">契約金額 (うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 )</p> <p style="padding-left: 20px;">契約保証金</p> <p style="padding-left: 20px;">完成期限 年 月 日</p> <p style="padding-left: 20px;">仕様変更</p> <p style="padding-left: 20px;">解体工事に要する費用等</p> <p style="padding-left: 20px;">支払限度額 出来高予定額</p> <p>4 その他の事項 原契約の条項による。</p> <p style="padding-left: 20px;">年 月 日に締結した工事請負契約について、上記のとおり契約の一部を 変更する契約を締結する。</p> <p style="padding-left: 20px;">本契約の証として本書1通を作成し、当事者それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。</p> <p style="padding-left: 20px;">年 月 日</p> <p>発注者 川崎市 川崎市 市長 印</p> <p>受注者(請負者) 住 所 商号又は名称 代表者名 印</p>

川崎市契約規則の一部を改正する規則 新旧対照表 (様式部分)

改正後	改正前
<p>第15号様式</p> <p>取 入 印 紙 欄</p> <p>変 更 契 約 書</p> <p>契約番号</p> <p>年度</p> <p>1 品名又は件名</p> <p>2 納入又は履行場所</p> <p>3 変 更 内 容</p> <p>契 約 金 額 (うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 )</p> <p>契 約 保 証 金</p> <p>納入又は履行期限 年 月 日</p> <p>仕 様 変 更</p> <p>支 払 限 度 額</p> <p>出来高予定額</p> <p>4 その他の事項 原契約の条項による。</p> <p>年 月 日に締結した 契約について、上記のとおり契約の一部を 変更する契約を締結する。 本契約の証として本書2通を作成し、当事者それぞれ記名押印の上、各自1通を保有す る。ただし、これに代えて本書の内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、当事者が <u>それぞれ電子署名を行い、各自が電磁的記録を保有する。</u></p> <p>年 月 日</p> <p>発注者 川崎市 川崎市市長 印</p> <p>受注者 住 所 商号又は名称 代 表 者 名 印</p>	<p>第15号様式</p> <p>取 入 印 紙 欄</p> <p>変 更 契 約 書</p> <p>契約番号</p> <p>年度</p> <p>1 品名又は件名</p> <p>2 納入又は履行場所</p> <p>3 変 更 内 容</p> <p>契 約 金 額 (うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 )</p> <p>契 約 保 証 金</p> <p>納入又は履行期限 年 月 日</p> <p>仕 様 変 更</p> <p>支 払 限 度 額</p> <p>出来高予定額</p> <p>4 その他の事項 原契約の条項による。</p> <p>年 月 日に締結した 契約について、上記のとおり契約の一部を 変更する契約を締結する。 本契約の証として本書1通を作成し、当事者それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。</p> <p>年 月 日</p> <p>発注者 川崎市 川崎市市長 印</p> <p>受注者 住 所 商号又は名称 代 表 者 名 印</p>

川崎市公共工事の前払金に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>川崎市公共工事の前払金に関する規則</p> <p>(保証契約証書の寄託)</p> <p>第3条 前払金（中間前払金を含む。以下同じ。）の支払を請求する者は、法第2条第4項に規定する保証事業会社と同条第5項に規定する保証契約を締結し、かつ、当該保証契約証書を本市に寄託しなければならない。</p> <p><u>2 前払金の支払を請求する者は、前項の規定による保証契約証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該保証契約の相手方が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、前払金の支払を請求する者は、当該保証契約証書を寄託したものとみなす。</u></p>	<p>川崎市公共工事の前払金に関する規則</p> <p>(保証契約証書の寄託)</p> <p>第3条 前払金（中間前払金を含む。以下同じ。）の支払を請求する者は、法第2条第4項に規定する保証事業会社と同条第5項に規定する保証契約を締結し、かつ、当該保証契約証書を本市に寄託しなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p>